

性能評価（昇降機）における申請手数料

申請区分	建築基準法・建築基準法施行令の該当条項および対象区分		手数料(円)
昇降機	令 129 条の 4 第 1 項第三号	エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造	510,000
	令 129 条の 8 第 2 項	エレベーターの制御器の構造	310,000
	令 129 条の 10 第 2 項	エレベーターの制動装置の構造	410,000
	令 129 条の 10 第 4 項	エレベーターの戸開走行保護装置 (令 129 条の 10 第 3 項第一号)	720,000
		エレベーターの地震時管制運転装置※ (令 129 条の 10 第 3 項第二号) ※ エレベーターの地震時管制運転装置 (令 129 条の 10 第 3 項第二号) についての性能評価業務は現在行っておりません。	310,000
	令 129 条の 12 第 1 項第六号	エスカレーターの脱落防止構造	720,000
	令 129 条の 12 第 2 項	エスカレーターの踏段及び主要な支持部分の構造 (令第 129 条の 4 第 1 項第三号の読み替え)	510,000
令 129 条の 12 第 5 項	エスカレーターの制動装置の構造	410,000	
建築材料	法 37 条第二号	主索として使用するワイヤロープが J I S 規格品以外のものである場合 【注 1】② 手数料=330,000+470,000 【注 2】③ 手数料=330,000+470,000×N* 【注 3】④ 手数料=330,000+840,000+470,000×(N-1)※ ※ N : 立会対象となる工場等の数	
		① 立会試験及び品質管理体制実地確認なし	330,000
		② 立会試験あり【注 1】	800,000
		③ 品質管理体制実地確認あり【注 2】	800,000
		④ 立会試験と品質管理体制実地確認あり【注 3】	1,170,000
昇降路内 配管設備	令 129 条の 2 の 5 第 1 項第三号	昇降機の昇降路内に設置する配管設備の構造	400,000

注 1) 性能評価の手数料は、申請 1 件についての金額で、施行規則に定められた金額です（消費税はかかりません。）。なお、手数料の算定根拠は以下の国土交通省ホームページに掲載されています。

(国土交通省 HP : <http://www.mlit.go.jp/common/001119889.pdf>)

注 2) 1 件の申請に複数の対象区分を含む場合の手数料は、個々の手数料を合算した金額となります。

注 3) 建築材料については、昇降機に用いるワイヤロープ等を取り扱います。

注 4) 手数料の納入が遅れた場合、納入が確認されるまで性能評価書の交付を保留させていただくことがありますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-15-5 内幸町ケイズビル

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 認定評価部

TEL : 03-3591-2461 / FAX : 03-3591-2008

E-mail : nintei@beec.or.jp